

【新設】（控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定）

14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、消法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。

- (1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで（同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。）
- (2) 消法第36条第5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》

【解説】

- 1 本通達は、控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の仕入税額控除の不適用制度について明らかにするものである。
- 2 新消費税経理通達では、免税事業者等から行った課税仕入れについて、インボイス制度導入後は、課税仕入れであっても適格請求書又は適格簡易請求書の保存がない場合には原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなるが、法人税に関する法令では、税抜経理をした場合の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額が仮払消費税等の額とされているので、免税事業者等からの課税仕入れについて仮に仮払消費税等の額として経理を行ったとしても控除対象外消費税額等にはならないことを明らかにした。
- 3 他方で、税抜経理方式を適用することとなる法人が行う課税仕入れ等の取引に係る仮払消費税等の額のうち仕入税額控除の対象とならないものについて、非課税売上げに対応した課税仕入れに係る仕入税額控除を不適用とする消費税法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定のほか、次の規定の適用を受けたことに伴うものである場合には控除対象外消費税額等になることを本通達において例示的に明らかにした。したがって、控除対象外消費税額等となるもののうち資産に係るものについては、法人税法施行令第139条の4《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の適用を受けることができる。
 - ① 平成28年改正法による改正後の消費税法第30条第7項本文、第10項、第11項本文及び第12項（帳簿書類の保存がない場合等の仕入税額控除の不適用）
 - ② 消費税法第36条第5項（免税事業者になる場合の棚卸資産に係る消費税額の仕入税額控除の不適用）
- 4 なお、消費税法第36条第5項の規定では、課税仕入れに係る棚卸資産に係る消

費税額は、同法第 30 条第 1 項の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする規定されているところであるが、法人税法施行令第 139 条の 4 第 5 項の控除対象外消費税額等の該当性の判定における消費税法第 30 条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額については、同法第 36 条第 5 項の適用後とはされていないため、当該課税仕入れに係る棚卸資産に係る消費税額も含まれたところの同法第 30 条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額のうち、同条第 1 項の規定による控除をすることができない金額として、当該課税仕入れに係る棚卸資産に係る消費税額は、資産に係る控除対象外消費税額等に該当することとしている。

このことは、新消費税経理通達 4 《期末一括税抜経理方式》において、税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うこととしていることとも整合的である。

- 5 また、令和 3 年改正通達の適用時期について、原則として、改正後の取扱いは、令和 5 年 10 月 1 日以後に法人が行う資産の譲渡等、課税仕入れ等について適用することとしているが（3 年改正通達経過的取扱い(1)）、本通達で定めている事項は従前の取扱いを明確化したものであるため、同日前においても本通達に定めている規定と同様の規定の適用を受ける場合には、本通達と同様の取扱いになることになる。